第六十六条の十一の四第二項第三号中「第六号」を「第六号イ」に改め、同条第三項の表第一項第二号ハ⑵の項中「加算した金額」の下に「（当該金額が当該十年内事業年度に係る次号イに規定する欠損控除前所得金額から⑴に掲げる金額を控除した金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）」を加え、同表第一項第二号ハ⑶の項中「加算した金額」の下に「（当該金額が当該十年内事業年度に係る次号イ⑶に規定する他の欠損控除前所得金額から⑴に掲げる金額を控除した金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）」を加え、同表第五項の項及び第五項第一号の項を次のように改める。

第五項	異なり、当該	異なり、当該適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額若しくは非特定超過控除対象額が当初申告特定超過控除対象額若しくは当初申告非特定超過控除対象額（それぞれ当該申告書に添付された書類に当該各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なり、当該
	非特定損金算入限度額が	非特定損金算入限度額若しくは第一項第三号イに規定する欠損控除前所得金額が
	当初申告非特定損金算入限度額（	当初申告非特定損金算入限度額若しくは当初申告欠損控除前所得金額（
	又は非特定損金算入限度額	若しくは非特定損金算入限度額又は同号イに規定する欠損控除前所得金額
第五項第一号	を当該適用事業年度の損金算入限度額	並びに当該適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度の当初申告特定超過控除対象額及び当初申告非特定超過控除対象額をそれぞれ当該適用事業年度の損金算入限度額並びに当該各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額
	をそれぞれ	並びに当初申告欠損控除前所得金額をそれぞれ
	とみなした	並びに第一項第三号イに規定する欠損控除前所得金額とみなした
	第一項第二号ハ	同項第二号ハ

第六十六条の十一の四第三項の表第五項第二号イの項中

場合	場合（イ及び次項において
をそれぞれ	並びに当初申告欠損控除前所得金額をそれぞれ
とみなした場合	並びに第一項第三号イに規定する欠損控除前所得金額とみなした場合（イ及び次項において「当初申告の場合」という。）

を

得金額をそれぞれ
する欠損控除前所得金額とみなし
「当初申告の場合」という。）

に改め、同表に次のように加える。

第九項第七号	非特定損金算入限度額	非特定損金算入限度額並びに第一項第三号イに規定する欠損控除前所得金額

第六十六条の十一の四第四項中「第六号ロ」を「第六号イ」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六　イに掲げる金額のうちロに掲げる金額に達するまでの金額

イ　当該通算法人の適用対象事業年度及び当該通算法人の適用対象事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度（イ及び次号ロにおいて「他の事業年度」という。）の所得限度額の合計額から第二号ハ⑴及び⑵並びに前号イ及びロに掲げる金額並びに他の事業年度における当該特例十年内事業年度開始の日前に開始した当該他の通算法人の各事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額の合計額を控除した金額

ロ　非特定欠損控除前所得金額（当該特例十年内事業年度に係る法人税法第六十四条の七第一項第三号イに規定する欠損控除前所得金額から当該特例十年内事業年度に係る同項第二号ハ⑵⑴に掲げる金額を控除した金額をいう。次号イにおいて同じ。）及び他の非特定欠損控除前所得金額（当該特例十年内事業年度に係る同項第三号イ⑶に規定する他の欠損控除前所得金額から当該特例十年内事業年度に係る同項第二号ハ⑶⑴に掲げる金額を控除した金額をいう。次号ロにおいて同じ。）の合計額

七　イに掲げる金額がイ及びロに掲げる金額の合計額のうちに占める割合

イ　非特定欠損控除前所得金額から当該特例十年内事業年度に係る法人税法第六十四条の七第一項第二号ハ⑴に掲げる金額のうち、当該金額につき前項の規定を適用しないものとした場合に同法第五十七条第一項の規定により当該通算法人の適用対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額に相当する金額を控除した金額

ロ　他の非特定欠損控除前所得金額から当該特例十年内事業年度に係る法人税法第六十四条の七第一項第二号ハ⑴に掲げる金額のうち、当該金額につき前項の規定を適用しないものとした場合に同法第五十七条第一項の規定により前号イの他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額に相当する金額を控除した金額

第六十六条の十一の四第七項中「ほか、」の下に「第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第五項の規定の適用がある場合における同項第二号ロに掲げる金額その他」を加える。

第六十六条の十一の四の次に次の一条を加える。

（銀行等保有株式取得機構の欠損金の損金算入の特例）

第六十六条の十一の五　青色申告書を提出する銀行等保有株式取得機構の令和十四年三月三十一日以前に開始する各事業年度において法人税法第五十七条第一項の規定を適用する場合において、当該各事業年度前の事業年度において生じた欠損金額があるときは、同項中「十年以内に開始した」とあるのは、「に開始した」とする。

2　青色申告書を提出する銀行等保有株式取得機構の令和十八年三月三十一日以前に開始する各事業年度において法人税法第五十七条第一項の規定を適用する場合において、当該各事業年度において生じた欠損金額があるときは、同項ただし書中「所得の金額の百分の五十に相当する金額」とあるのは、「所得の金額」とする。

3　前二項の規定は、銀行等保有株式取得機構がこれらの規定に規定する欠損金額の生じた事業年度の青色申告書である法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に当該欠損金額の計算に関する明細書を添付し、かつ、当該事業年度後の各事業年度について連続して同号に規定する確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

第六十六条の十二中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条ただし書中「終了する事業年度」の下に「（通算子法人の清算中に終了する事業年度のうち当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除く。）」を加え、「の欠損金額並びに」を「において生じた欠損金額、」に改め、「災害損失欠損金額」の下に「並びに銀行等保有株式取得機構の欠